

(E) その他の費用

Q-1：中元・歳暮等の物品提供は対象外となるのか。

A-1：中元・歳暮等は、「(E) 接遇等費用」となり、開示対象となる。

Q-2：慶弔見舞金も開示の対象となるのか。

A-2：慶弔見舞金も対象となる。

Q-3：慶弔見舞金について、弔事の際の生花や弔電の費用も対象となるのか。

A-3：対象となる。

Q-4：慶弔見舞金について、医師本人ではなく医師の親族などへの弔事の香典は、対象外で良いか。

A-4：医師への弔意を表すものであり、対象となる。

Q-5：医療関係者の接遇に、自社社員や販売業者社員が参加した場合の費用は対象となるか。

A-5：医療関係者の接遇に要した費用として、自社社員や販売業者社員の分も含めて対象となる。

Q-6：研究開発部門等で使用された接遇費用も対象となるのか。

A-6：営業部門以外の研究開発部門等による接遇費用（社会的儀礼等）も対象となる。

Q-7：企業として非交際費として扱っている交通費や飲食費は対象外でよいか。

A-7：会計上の勘定科目に関わりなく、透明性ガイドラインにより開示対象となる費用であれば、非交際費も対象となるので、交際費・非交際費を含めた総額を計上する。

Q-8：医療機関主催の祝賀会で参加費のみ支払って参加するものは対象外としてよいか。

A-8：自己の費用を負担する目的の参加費は医療機関等への支払には当たらず、対象ではない。

Q-9：相手側の費用を負担していない行事参加費は対象外でよいか。

A-9：相手側の費用を負担していない行事参加費は対象外となる。

Q-10：学会に支払う年会費、また参加費（学術大会など）は対象となるのか。

A-10：年会費や学会参加費は本ガイドラインの対象外である。

Q-11：コンタクトレンズ販売店を経由して消費者へ提供される景品は開示対象外として良いか。

A-11：コンタクトレンズ販売店は医療機関等ではないことから対象外である。

Q-12：ボールペンなどの提供は、提供の場で費用計上を振り分けるという理解で良いか。
例えば、説明会での配布は説明会費、講演会での配布は講演会費、学会展示会場・学会セミナーでの配布は、「(D) 情報提供関連費（医学・医療工学文献等提供費）」とすれば良いか。

A-12：貴見のとおりである。

振り分けについては、各社で適切に判断ください。